

備等技術基準適合検査における検査の省略について法的な根拠が整備され、安全性の確保と検査の合理化が図られることとなった。

また、同時に出した消防庁告示（平成16年消防庁告示第14号及び第15号）により、「パッケージ型消火設備」等の工事及び整備については消防設備士（第1類、第2類又は第3類）の業務独占の対象とすることとした。

なお、点検報告制度については、これらの設備が「消防用設備等」に該当することになるため自動的に対象になるが、これらの設備を点検できるのは、上記消防設備士（甲種及び乙種）又は「第1種消防設備点検資格者」とした（平成16年消防庁告示第10号）。

以上のように、「パッケージ型消火設備」等を令第29条の4第1項の規定に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」としたことにより、安全性の向上と明確な法的位置づけが得られることとなった。

「パッケージ型消火設備」等は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の第一弾として定めたものであるが、これら以外にも、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」等で、消防長等による令第32条の適用について、予防課長通知で基準や見解を示してきたもの、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定を行ってきたものは多数ある。これらの設備等についても、知見が蓄積されたと判断できるものから順次、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を、今回の省令（平成16年総務省令第92号）に追加する形で定めていくこととしている。

〔令第29条の4第1項の規定に基づく省令と客観的検証法〕

前述のように、令第29条の4第1項の規定に基づく省令の第一弾として「パッケージ型消火設備」等についての基準を定めたが、これらの基準はいずれも「仕様規定」的な規定ぶりであり、「新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする」という「性能規定化」の目的には合致しているが、「性能規定」とは言い難い。

消防用設備等の技術的基準に本格的に「性能規定」を導入するためには、令第29条の4第1項の規定に基づく省令として、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新たに開発された「消防の用に供する設備等」が「必要とされる防火安全性能」を有しているか否かについて、消防長等が客観的に検証し判断する基準（客観的検証法）を策定していく必要がある。

このため、消防庁では、平成14年度から「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）」において、必要とされる三つの防火安全性能を防火対象物の状況に応じてそれぞれ定量的に示すとともに、防火安全性能の有無についての判断を公平かつ公正に行えるよう、「客観的検証法」の策定作業を行っているところである。

「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関しては、まず事務用途の防火対象物に設置される自動消火設備に関する客観的検証法の策定を行っている。

現行のスプリンクラー設備にかかる技術上の基準は、法第21条の2第2項に基づく検定対象機械器具等に係る技術上の規格（昭和40年自治省令第2号）と、スプリンクラーヘッド等がこの規格に適合していることを前提とする設置基準（令第12条及び規則第13条～第14条）との組み合わせによって、極めて固定的に定められている。その結果、現行のスプリンクラーヘッドより遙かに高感度のスプリンクラーヘッドが開発されても、その設置間隔、水源水量等にかかる基準は現行と変わらず、その高感度の性能を生かして合理的に設置するためには、令第32条に基づき消防長等がその判断と責任に基づき防火対象物ごとに個別に認めるしかない。「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関する客観的検証法を開発し、これに関連する試験方法、設置方法などの一連の基準を令第29条の4の規定に基づく省令及び関連規定として定めることができれば、スプリンクラーヘッドの性能に応じて合理的にスプリンクラー設備を設置することが可能になると期待される。

同様の趣旨から、「火災時に安全に避難することを支援する性能」に関しては「光点減走行式避難誘導システム」に関する検証法を、「消防隊による活動を支援する性能」に関しては排煙設備に関する検証法を、それぞれ策定すべく検討を進めている。

実験、検証などに時間を要する上、開発された検証法を用いて実際に消防長等が性能を判断できるようにリファインする必要などもあるため、これらの三つの性能に関する客観的検証法を令第29条の4に基づく省令及び関連する規定群として整備するのは、来年6月を予定している。

【共同住宅に関する基準】

共同住宅は、就寝施設であるため旅館・ホテル等に近い火災危険性を有しており、このため、消防用設備等に関する規制も旅館・ホテル等に近いものとする必要がある。

一方、共同住宅は、その用途的特性から、住戸規模がせいぜい100㎡台で、耐火構造であれば各住戸間の区画性能が極めて高く、避難に有効なベランダ設置のニーズも高いなど、設計次第では、旅館・ホテル等に比べて遙かに高い建築的防火安全性を確保でき、また、火災危険性の高い使われ方を想定する必要もあまりない。これらを前提とすれば、消防用設備等に関する規制をかなり緩和することも可能である。

本来、消防用設備等の設置基準はこれらの要素を勘案したものであるべきなのだが、消防用設備等の種類ごとに縦割りで定められた現行基準の中に、用途を限定して建築設計や構造とリンクした規定を盛り込むことは極めて困難である。

このため、共同住宅については、政令で定める技術上の基準で就寝施設として設置すべき消防用設備等を規定した上で、従来から、予防課長通知を示し、防火区画性能が高く、外気に開放された安全な避難路を二方向確保するなど、防火安全性が高い設計となってい

る耐火構造の共同住宅については、消防長等が令第32条を適用して消防用設備等の設置基準を緩和するような運用を行ってきた。この令第32条の適用を受ける共同住宅の件数が極めて多いため、予防課長通知と令第32条に基づく消防長等の判断が、日本の共同住宅の設計や外見、さらには町並みなどを事実上規定してきた面がある。

しかしながら、令第32条に基づき消防長等の判断と責任において防火対象物ごとに規制を緩和するこの仕組みは、行政手続きにかかる透明性の確保や、自治体ごとに運用基準が異なる可能性があることなどの点で、幾つかの課題を有していた。

今回の改正で令第29条の4が制定され、「防火安全性能」という切り口で消防用設備等の設置基準を整理することができるようになったことから、従来、令第32条の運用基準として示してきた「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成7年消防予第220号消防庁予防課長通知）」を、令第29条の4第1項の規定に基づく省令及び告示として定め直すこととしている。

現在、耐火構造の共同住宅についての従来の予防課長通知の考え方を、住戸間の延焼防止性能と安全な避難路の確保などの建築的側面を含め、三つの性能の視点から整理しているところであり、できるだけ早期に省令改正等を行う予定である。

3 特殊消防用設備等と総務大臣の認定

【特殊消防用設備等と総務大臣の認定】

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する施設等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物を建築する場合等には、その防火安全性を確保するため、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等（特殊消防用設備等）」で、その性能を判断するのに必要な令第29条の4第1項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性が高い。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくため、昨年の消防法改正において、法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途を開くとともに、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定めて消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにしようとするものである。

「特殊消防用設備等」については、令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位（前述①～⑥）が与えられるほか、

①検定制度の適用除外（令第37条）

②点検報告制度の特例（規則第31条の6第2項及び第3項並びに消防庁告示第9号）
という二つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図している。

〔設備等設置維持計画〕

法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができるとされているが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」である（法第17条第3項）。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にあるものの他、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものが出てくる可能性もある。このような「特殊消防用設備等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠である。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画（設備等設置維持計画）を作成することとされている。総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっており（法第17条第3項）、日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として行うこととされている（法第17条の2）。

また、設置時における消防長等への届出及び検査（法第17条の3の2）、点検及び報告（法第17条の3の3、規則第31条の6）、消防長等の設置維持命令（法第17条の4第2項）については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになる。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければならない。

〔点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者〕

消防用設備等に係る点検、報告制度については、法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされた（法第17条の3の3）。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありうることから、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとした（規則第31条の6第2項、第3項及び消防庁告示第9号）。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」に

よるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付して行うこととしている（消防庁告示第9号）。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類を新設した。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特類の甲種消防設備士に限られることになる（消防庁告示第10号）。

【甲種特類消防設備士】

法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされた（同条第2号）。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになる（令第36条の2第1項）。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、新たに「特類」というジャンルを新設した（規則第33条の3）。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象としたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになる。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されることから、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系（第1類～第3類のいずれか一つ以上）、情報設備系（第4類）及び機械設備系（第5類）という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととした（規則第33条の8第2項）。

従って、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになる。

【検定制度の適用除外】

「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を消防長等が令第32条を適用して設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが法第21条の2に基づく検定制度だった。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格（規格省令）に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、法第21条の2に係る規定は、令第32条に基づき適用しないことができる「この節（令第2章第3節）の規定」の範囲外だからである。

このため、それぞれの消防用設備等の技術上の規格を定める省令に特例条項（例；消火